

日本におけるリース基準の変遷と議論

安藤 晃希

目次

1. はじめに

2. リースとは

2-1.レンタル・割賦購入と違い

2-2.日本企業におけるリースの利用状況

2-3.日本におけるリース基準の変遷とその必要性

2-4.リース会計基準をめぐる国際的動向

2-5.リース会計基準をめぐる日本の動向：旧基準における例外処理とその背景

2-6.リース会計基準をめぐる日本の動向：2007 年基準改正による国際基準との調和

3. 使用権モデルの導入をめぐって

3-1.使用権モデルとは

3-2.新リース基準の概要

3-3.新リース会計基準に関する議論

3-4.国際的コンバージェンスの進展と残された課題

4. おわりに

要旨

本論文は、日本におけるリース会計基準の改正とその過程に注目し、国際会計基準(IFRS)との関係性を軸に、会計基準の国際的コンバージェンスが実務においていかなる形で展開され、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることを目的とする。特に、近年 ASBJ（企業会計基準委員会）が進めてきたリース会計基準の改正過程を分析対象とし、その整合のあり方が「形式的整合」にとどまり、「実質的整合」には至っていないのではないかという問題意識のもとに論考を展開している。

2007 年の「東京合意」以降、日本は IFRS とのコンバージェンスを国際的に公言して

きた。しかしその具体的対応にはばらつきがあり、制度対応の整合性や透明性について疑問が呈される場面も多かった。中でもリース会計基準における改正は、IFRS 第 16 号で示された「使用権モデル」を参照しつつも、日本独自の経済環境や実務対応を背景に、一部のみの選択的採用にとどまった。この対応は、単なる外形的なアドプロションと評価される余地があり、日本における制度調整の限界を象徴的に表している。

本論文では、まず、これまでの日本におけるリース会計基準の変遷と、その背景にある議論の構造を整理する。具体的には、1990 年代初頭のリース会計基準導入期から、東京合意を契機とした国際的整合の流れ、そして最新の改正基準に至るまでの制度的展開を辿る。その上で、IFRS 第 16 号が採用する「使用権モデル」や、FASB との共同プロジェクトの経緯を概観し、改正の過程で日本がどのような整合・調整を試みたのかを明らかにする。さらに、ASBJ が実施した意見募集や実務者ヒアリング、リース業界や経済界からの反応、加えて報道資料・公的文書を参照しながら、制度設計と実務受容の間に存在する乖離、および情報の受け手側の視点の希薄さといった構造的課題を指摘する。

さらに、米国基準（US GAAP）においても IFRS とは異なるオンバランス処理の緩和措置が取られた点や、FASB の基準策定過程において実務界との継続的な対話が制度化されていた点を取り上げ、日本の制度設計との比較から、参加型・双方向型の基準策定体制の重要性を論じる。これは単に形式的な整合を目指すのではなく、制度の受容性・説明責任・開示の実効性といった、会計基準が本来持つべき社会的役割を重視する立場からの分析である。加えて、リース会計基準の改正が中小企業に与える影響や、制度導入の段階的アプローチの必要性、さらにガイダンス・FAQ の充実による実務対応支援の重要性も指摘し、今後の制度設計への提言として展開している。情報開示の目的が「形式的遵守」ではなく「利用者への有用な情報提供」であることを再確認し、会計基準が企業経営の健全性や資本市場の信頼性にどのように寄与すべきかを論じている。

日本のリース会計基準改正は IFRS との整合を追求すると標榜しつつも、実態としては外形的なアドプロションにとどまっており、今後はより実質的な整合と受容を目指した制度設計が必要であると考える。そのためには、実務者・業界・投資家といった多様なステークホルダーの対話を制度化し、開かれた基準設定プロセスの構築と、国際的議論に対する日本からの積極的発信が求められる。単なる形式的コンバージェンスを超え、各国特有の制度や商慣習といった背景を踏まえた「実質的整合」こそが、今後の会計基準の方向性として模索されるべきである。